

基準点測量作業規程

制 定

昭和 63 年 3 月 31 日

国地達第 8 号

国 土 地 理 院 長

一部改正	平成 3 年 11 月 14 日	国地達第 14 号
一部改正	平成 5 年 5 月 10 日	国地達第 12 号
一部改正	平成 5 年 11 月 29 日	国地達第 23 号
一部改正	平成 7 年 3 月 22 日	国地達第 7 号
一部改正	平成 13 年 3 月 30 日	国地達第 31 号
一部改正	平成 14 年 3 月 22 日	国地達第 7 号
一部改正	平成 23 年 5 月 18 日	国地達第 19 号
	[平成 23 年 4 月 1 日 施行]	
一部改正	平成 30 年 4 月 1 日	国地達第 9 号
一部改正	令和 7 年 4 月 1 日	国地達第 20 号
一部改正	令和 8 年 4 月 1 日	国地達第 17 号

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第四条第 3 項の規定に基づき、基準点測量作業規程準則（昭和 61 年総理府令第 51 号）による基準点の測量（補助基準点の測量を除く。以下「基準点測量」という。）に関する実務の指針を規定することを目的とする。

(各種法令の遵守)

第 2 条 測量作業機関（以下「作業機関」という。）及び作業に従事するもの（以下「作業員」という。）は、各種法令を遵守するとともに、これらに関する社会的慣行を尊重しなければならない。

2 この規程において使用する用語のうち、法令に定めのあるものは法令の定めるところによる。

3 作業機関は、作業の実施にあたり、安全管理を行わなければならない。

4 作業機関は、作業計画に基づき、工程管理を行わなければならない。

5 作業機関は、測量の正確さを確保するため、精度管理を行わなければならない。

第 2 章 基準点測量

第 1 節 要 旨

(要 旨)

第 3 条 基準点測量とは、既知点に基づき、新点の位置を定める作業及び再測量を行い基準点の位置を修正する作業をいう。

2 基準点測量は、多角測量方式により行うものとする。

- 3 基準点測量で使用する既知点とは、既設の一等から四等までの三角点及び電子基準点であって、基準点測量の実施に際してその成果が与件として用いられるものをいう。
- 4 新点とは、基準点測量により新設される国土調査に必要な基準点をいう。

第2節 選 点

(定 義)

第4条 選点とは、地形図を用いて新点設置に必要な条件及び配点密度を考慮した平均計画図を作成し、これに基づいて現地で新点の位置を測量地域内に選定し、地域の状況に適した測量の手段を定める作業をいう。

(選点の実施)

第5条 新点は、測量地域内につとめて均等に配置するものとする。

2 新点は、結合多角網又は単路線を構成して決定するものとする。

3 再測量を行う基準点は、国土調査に必要で、かつ、成果が現況と乖離している基準点とし、結合多角網又は単路線を構成して決定するものとする。

(既知点の現況調査)

第6条 既知点の現況調査を行い、異常の有無を確認するものとする。

(選点図及び平均図の作成)

第7条 平均計画図に基づいて現地を踏査し、選点図を作成するものとする。

2 選点図に基づいて平均図を作成し、その良否について監督職員の判定を受け承諾を得なければならない。

3 平均図に変更が生じたときは、直ちに監督職員にその理由を説明し、承諾を受けなければならない。

第3節 測量標の設置

(永久標識の設置)

第8条 選点した新点の位置には、永久標識を設置し、保全及び管理のため、適切な措置を講ずるものとする。

2 永久標識は、四等三角点標石又は四等三角点金属標とする。

(一時標識等の設置)

第9条 既知点、新点及び再測量を行う基準点等には、必要に応じて一時標識又は仮設標識を設置するものとする。

(敷地使用の承諾)

第 10 条 永久標識、一時標識及び仮設標識を設置するときは、あらかじめその敷地等の所有者又は管理者の承諾を得るものとする。

(永久標識及び一時標識の設置方法)

第 11 条 永久標識の設置及び一時標識の設置は、測量法施行規則第一条の形式に従って堅固に行うものとする。

(作業の管理及び点の記の作成)

第 12 条 永久標識、一時標識及び仮設標識の設置作業等の管理に必要な資料を作成するものとする。

2 点の記は、使用した全ての既知点、新点及び第 3 条第 1 項に規定する再測量を行った基準点について作成するものとする。

第 4 節 観 測

(観 測)

第 13 条 観測は、所要の測量精度を確保するため、十分に調整された測量機器を用い、細心の注意を払って行うものとする。

(測量機器の性能)

第 14 条 観測に使用する主要な測量機器は、次表に示す性能以上のものとする。

区 分	性 能
セオドライト	国土地理院測量機器性能基準による 1 級セオドライト
測距儀	国土地理院測量機器性能基準による 2 級中距離型測距儀
G N S S 測量機	国土地理院測量機器性能基準による 2 級 G N S S 測量機
トータルステーション	国土地理院測量機器性能基準による 1 級トータルステーション
温度計	最小目盛値 1 度
気圧計	最小読定値 1 hPa

(測量機器の検定等)

第 15 条 使用する測量機器は、機器検定及び作業着手前の点検を行わなければならない。

(観測等の実施)

第 16 条 観測は、測点に測量機器を整置し、観測条件を整えた後、平均図等に基づき、次に定めるところにより実施するものとする。

(1) 水平角観測は、方向観測法により、所定の水平目盛で所定の対回数の観測を行う。

(2) 鉛直角観測は、所定の対回数の観測を行う。

(3) 距離測定は、所定のセット数の測定を行う。

(4) G N S S 観測は、静的干渉測位方式による所定のデータ取得時間の観測を行う。

(5) 測量機器高、目標高及び反射鏡高の測定並びに補正計算に必要な要素の観測等を行う。

2 観測値等が所定の許容範囲を超える場合は、原因を調査し、その結果を直ちに監督職員に報告しなければならない。

(偏心要素の測定)

第 17 条 偏心がある場合は、所定の方法により、偏心要素の測定を行うものとする。

(再観測)

第 18 条 観測において、所定の観測条件を満たしていない場合及び許容範囲を超えた場合は、再観測しなければならない。

2 再観測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行う。

第 5 節 計 算

(計算方法)

第 19 条 新点及び第 3 条第 1 項に規定する再測量を行う基準点の平面直角座標（以下「座標」という。）、経緯度及び標高の計算並びに関連する補正計算は、所定の計算式に従って行うものとする。

(点検計算)

第 20 条 方向角とその閉合差、座標とその閉合差、標高とその閉合差及び基線ベクトルの閉合差又は較差の計算を行うものとする。

2 閉合差又は較差が所定の許容範囲を超えたときは、監督職員の指示により、適切な措置を講ずるものとする。

(平均計算)

第 21 条 新点の座標及び標高の精算並びに経緯度計算は、所定の点検を行ったプログラムを用いて電子計算機により行うものとする。

第6節 成果等の整理

(測量成果)

第22条 基準点測量における測量成果の種類は、新点及び再測量を行う基準点の緯度、経度及び標高とし、記載要領で定める成果表の様式に従って整理するものとする。

(測量記録)

第23条 基準点測量における測量記録は、運用基準に定める区分により整理するものとする。

附 則

- 1 離島等特殊な条件、若しくは著しく困難な地形条件での基準点測量の実施については、測地部長が別途定めるところによるものとする。
- 2 この規程に定めるものと異なる機器又は作業方法については、測地部長が別途定めるものとする。
- 3 この規程の運用基準、計算式、記載要領等については、測地部長が別途定めるところによるものとする。
- 4 直営作業の場合において、この規程中「監督職員」とあるのは、「係長」と読み替えるものとする。
- 5 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 6 多角測量方式により行う基準点測量についての第14条の規定の平成3年度及び4年度における適用については、同条表中

「

標 尺	国土地理院測量機器性能基準による2級標尺
-----	----------------------

」

とあるのは、

「

標 尺	国土地理院測量機器性能基準による2級標尺
G P S受信機	国土地理院測量機器性能基準による2級G P S受信機

」とする。

- 7 前項の規定に基づくG P S受信機を使用した多角測量方式による基準点測量作業要領については、測地部長が別途定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成3年11月14日から施行する。

附 則

- 1 この達は、平成5年4月1日から適用する。
- 2 多角測量方式により行う基準点測量についての第14条の規定の平成5年度及び平成6年度における適用については、同条表中

「

標 尺	標尺水準器付き蝶つがい式標尺で、1mmの精度が確保できるもの。
-----	---------------------------------

」

とあるのは、

「

標 尺	標尺水準器付き蝶つがい式標尺で、1mmの精度が確保できるもの。
G P S測量機	国土地理院測量機器性能基準による2級G P S受信機

」

とする。

附 則

この達は、平成5年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この達は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 離島等特殊な条件、若しくは著しく困難な地形条件での基準点測量の実施については、測地部長と協議する。
- 3 この規程に定めるものと異なる機器又は作業方法については、測地部長と協議する。

附 則

この達は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この達は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この達は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この達は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。